

学校法人別府大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人別府大学（以下「法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬とは、報酬、手当、退任慰労金その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務遂行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員（理事長及び常任理事。） 本給、理事特別手当、役員手当、退任慰労金、通勤手当
- (2) 常勤の役員（理事長及び常任理事を除く。） 役員手当、退任慰労金
- (3) 非常勤の役員及び監事 役員手当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 第3条第1号に定める役員の本給は、別表1の俸給表のとおりとし、次の各号に規定する本給のうちから、理事会において決定する。

- 一 理事長の本給は、別表1の俸給表に定める23号給以内とする。
- 二 常任理事の本給は、別表1の俸給表に定める21号給以内とする。
- 2 前項の役員本給は、前職の経験年数及び職務の実績等を勘案し、昇給については2年を基準として学校法人別府大学就業規則（給与）及び学校法人別府大学給与規程に準じて定める。
- 3 第3条第1号に定める役員の理事特別手当は、別表2に定める額とする。
- 4 理事及び監事の役員手当は、別表3に定める額とする。
- 5 常勤の役員の退任慰労金は、学校法人別府大学役員退任慰労金に関する規程に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する
- 6 第3条第1号に定める役員の通勤手当は、別表4に定める額とする。なお、交通機関又は自動車等を利用しない者及び片道2キロメートル未満の者は、通勤手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 本給、役員手当及び通勤手当 每月25日（その日が日曜日、土曜日及び祝日（以下「祝日等」という。）にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い祝日等でない日。）

(2) 理事特別手当 每年6月30日及び12月10日（その日が祝日等にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い祝日等でない日。）

(3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後すみやかに支払う

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意をえれば、本人の申し出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（俸給表）

号給	本 級 月 額
1	4 1 5, 0 0 0 円
2	4 4 4, 5 0 0 円
3	4 7 4, 0 0 0 円
4	5 0 3, 5 0 0 円
5	5 3 3, 0 0 0 円
6	5 6 2, 5 0 0 円
7	5 9 2, 0 0 0 円
8	6 2 3, 0 0 0 円
9	6 5 4, 0 0 0 円
1 0	6 9 1, 0 0 0 円
1 1	7 2 8, 0 0 0 円
1 2	7 5 6, 0 0 0 円
1 3	7 8 4, 0 0 0 円
1 4	8 1 3, 5 0 0 円
1 5	8 4 3, 0 0 0 円
1 6	8 8 2, 5 0 0 円
1 7	9 2 2, 0 0 0 円
1 8	9 5 8, 0 0 0 円
1 9	9 9 4, 0 0 0 円
2 0	1 , 0 3 0, 0 0 0 円
2 1	1 , 0 6 6, 0 0 0 円
2 2	1 , 1 0 4, 0 0 0 円
2 3	1 , 1 4 2, 0 0 0 円

別表2（理事特別手当）

6月の理事特別手当	職員給与規程に定める期末手当に準じた額
12月の理事特別手当	職員給与規程に定める期末手当に準じた額

別表3（役員手当）

	月 額
理事長	1 0 0, 0 0 0 円
常任理事及び理事（大学長及び短大学長）	7 0, 0 0 0 円
上記以外の理事	4 0, 0 0 0 円
非常勤の役員及び監事	5 0, 0 0 0 円

別表4（通勤手当）

距離区分	手当額
2 km以上～4 km未満	7, 0 0 0 円
4 km以上～6 km未満	1 0, 0 0 0 円
6 km以上～1 0 km未満	1 3, 0 0 0 円
1 0 km以上～1 5 km未満	1 5, 0 0 0 円
1 5 km以上～2 0 km未満	1 7, 0 0 0 円
2 0 km以上～2 5 km未満	1 9, 0 0 0 円
2 5 km以上～3 0 km未満	2 1, 0 0 0 円
3 0 km以上～	2 3, 0 0 0 円